

静岡手形交換所規則 新旧対照表

(改正箇所 下線部)

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第80条 (略) (新設)	第1条～第80条 (略) <u>付則 (令和4年4月19日)</u>	
	<u>第1条 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</u>	・静岡手形交換所規則の失効日を規定
	<u>第2条 前条の規定にかかわらず、第51条の規定は、理事会において別に定める静岡手形交換所の業務終了日の前営業日の業務終了後、その効力を失う。</u>	・第51条（不渡届）について当手形交換所の業務終了日をもって取引停止処分制度の運営を終了することから、交換日を同業務終了日から起算して4営業日前とする不渡届の提出期限に合せて失効させる。
	<u>第3条 第1条の規定にかかわらず、第20条から第22条、第25条から第28条、第30条から第34条、第36条から第40条第1項（ただし書きを除く）、第40条第2項、第42条から第45条、第47条、第49条、第50条、第52条、第53条、第53条の3から第77条の規定は、静岡手形交換所の業務終了日の業務終了後、その効力を失う。</u>	・規則（保証金、手形交換、取引停止処分、手形交換一時停止時・脱退時緊急措置、預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置および罰則）の一部について、当手形交換所の業務終了に合せて失効させる。

以上

静岡手形交換所規則施行細則 新旧対照表

(改正箇所 下線部)

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第78条 (略) (新設)	第1条～第78条 (略) <u>付則 (令和4年4月19日)</u>	
	<u>第1条 この細則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</u>	・静岡手形交換所規則施行細則の失効日を規定
	<u>第2条 前条の規定にかかわらず、第53条から第55条の規定は、理事会において別に定める静岡手形交換所の業務終了日の前営業日の業務終了後、その効力を失う。</u>	・規則第51条（不渡届）に関連する細則第53条から第55条について、規則第51条と同様の理由により、交換日を同業務終了日から起算して4営業日前とする不渡届の提出期限に合せて失効させる。
	<u>第3条 第1条の規定にかかわらず、第16条から第28条、第30条から第38条の3、第40条、第41条ただし書き、第44条第2項2号、第46条ただし書き、第47条、第48条、第50条から第52条、第55条の2第1項、第55条の3から第77条の規定は、静岡手形交換所の業務終了日の業務終了後、その効力を失う。</u>	・規則（保証金、手形交換、取引停止処分、手形交換一時停止時・脱退時緊急措置、預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置および罰則）に関連する施行細則の一部について、当手形交換所の業務終了に合せて失効させる。

以上